

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年8月9日（平成29年（行個）諮問第125号）

答申日：平成29年12月19日（平成29年度（行個）答申第168号）

事件名：本人の自動車損害賠償保障事業請求に係る事実確認依頼に対する調査に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年1月30日付け国総情政第390号による開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

「私の保障事業請求にかかわる経緯」についての記載はあるが、法に基づく上部機関として、適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置としての個人情報漏えいされたとの調査・報告書が開示されないのは不合理である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき処分庁に対し、審査請求人から「損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター保障事業部保障業務グループが私の個人情報漏えいについて平成28年12月2日及び12月6日に事実確認を自動車局保障制度参事官室保障事業室特定専門官にお願いした内容及び調査結果の全ての開示」として保有個人情報の開示を求めてされたものである。

(2) 本件開示請求を受けて処分庁は、請求者の保障事業請求に係る事実確認依頼に対する調査に関する書類一式を本件対象保有個人情報として特

定し、原処分を行った。

- (3) これに対し審査請求人は、平成29年6月20日に写しの送付を受けたが、全てが開示されていないとして、諮問庁に対して審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

損害保険料率算出機構が請求者宛てに普通郵便にて送付した損害調査に係る文書が紛失し、個人情報に漏えいしたことに関し、事実確認及び調査を求めたにも係わらず、「私の保障事業請求にかかわる経緯」についての記載はあるが、法に基づく上部機関として、適正かつ迅速な処理を図るために必要な措置としての個人情報に漏えいされたとの調査・報告書が開示されないのは不合理である。再調査の上、適正な判断を求める。

3 政府の自動車損害賠償保障事業について

自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）に基づき、政府は、自動車の運行によって生命又は身体を害された者がある場合において、その自動車の保有者が明らかでないため被害者が自賠法3条の規定による損害賠償の請求をできないとき（いわゆる「ひき逃げ事故」）、又は、責任保険の被保険者及び責任共済の被共済者以外の者が同条の規定によって損害賠償の責に任ずる場合（いわゆる「無保険又は無共済事故」）には、被害者の請求により、法令等の限度額の範囲内でその受けた損害をてん補することとしている。（自賠法72条1項関係）

4 損害保険料率算出機構について

損害保険料率算出機構（以下「機構」という。）は、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年7月29日法律第193号）に基づき設立された法人で、その事業の一環として政府の保障事業請求事案についての損害調査業務を行っている。

政府は、自賠法72条1項の規定による業務の一部を保険会社又は組合に委託することができることとされており（自賠法77条関係）、また、当該委託を受けた保険会社等は、損害額の調査に関し、機構に対して再委託を行っている。

5 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件諮問に当たり、原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、処分庁より機構に対し、調査当時における審査請求人に対する文書照会の経緯を記録した審査請求人の保障事業請求にかかる経緯及び機構より文書照会の際に審査請求人に対して送付した自動車事故についての照会等である。

(2) 損害のてん補請求について

自賠法72条1項に基づく損害のてん補請求を行うに際しては、自賠法施行規則27条1項に規定する必要事項が記載された書面をもって行わなければならないとされている。また、自賠法77条により業務の委託を受けた保険会社又は組合、及び当該保険会社等から再委託を受けた機構においては、損害額の調査等を行うに際し、被害者又は被害者から請求委託を受けた請求者に対して文書による照会を行う場合には、原則当該請求時に提出された書面に記載された「請求する者の氏名及び住所」に対して実施しているところである。

(3) 審査請求人の主張について

今般、審査請求人は「現住所には居住しておらず、文書は受け取っていない。法に基づく上部機関として、適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置としての個人情報漏えいされたとの調査・報告書が開示されないのは不合理である。再調査の上、適正な判断を求める」と主張されている。しかしながら、処分庁より機構に対し、調査当時における審査請求人に対する文書照会の経緯を確認したところ、自賠法施行規則27条1項に規定する必要事項が記載された書面（以下、第3において「てん補請求書」という。）に記載のあった現住所に照会文書を送付したとのことであり、調査にかかる手続きについては適正、かつ、瑕疵はないものであることから、処分庁においては、自動車事故についての照会等を確認した上で経緯を記録した審査請求人の保障事業請求にかかる経緯を作成したものの情報漏えいに関する調査及び報告書の作成は行っていない。よって、原処分にて開示した審査請求人の保障事業請求にかかる経緯及び自動車事故についての照会等以外の文書は存在しない。

なお、審査請求人より損害のてん補請求がされた際に提出された書類の中に、「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」（特定日特定市受領）の写しが同封されていたところであるが、当該申請書は政府の自動車損害賠償保障事業への請求と関係のない書類であり、特段、審査請求人よりてん補請求時において、照会等の際に送付先を指定するような指示がされていたものではなかったことから、当然に機構においては、てん補請求書に記載のあった現住所へ照会文書を送付したものである。

6 結論

以上のことから、原処分は、妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年11月22日 審議

④ 同年12月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は本件対象保有個人情報を特定し、全部開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであるとして原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件請求保有個人情報について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、自賠法に基づく自動車損害賠償保障事業のてん補制度について確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 国は、いわゆる「ひき逃げ事故」や「無保険又は無共済事故」といったケースの場合、被害者からの請求により、政令で定める金額の限度において、その受けた損害をてん補することとしている（自賠法72条1項）。

(イ) また、国は、このようなてん補業務の一部を保険会社や共済組合等に委託することができることされており（自賠法77条）、さらに、当該委託を受けた保険会社等は、損害額の調査事務を機構（自賠責損害調査事務所）に再委託している。

イ 次に、同じく諮問庁に対し、審査請求人が本件請求保有個人情報の開示を求めるに至った経緯や本件対象保有個人情報を特定した経緯等を確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 審査請求人は、事故に遭い機構にてん補請求を行なったところ、平成28年11月29日に、機構から審査請求人に対し事実確認のための文書「自動車事故についてのご照会（保障事業）」を普通郵便にて送付した。

(イ) しかしながら、審査請求人の説明では、機構が普通郵便にて送付した文書は審査請求人の手元に届いておらず、審査請求人の個人情報が漏えいしている等として、平成28年12月2日に、審査請求人から国土交通省に対して電話にて調査依頼の申立てがあった。調査依頼を受けた国土交通省では、自動車損害賠償保障事業を所管する立場から、同日、機構に電話にて事実確認の依頼を行った。

(ウ) 国土交通省では、同月5日に機構から以下の回答を受けたので、同月6日に審査請求人に対し、機構からの回答内容を伝え、また、

同日には、機構から上記（ア）において審査請求人に郵送したとされる文書の写し一式の提供を受けたので、その経緯を取りまとめた文書を作成した。

a 審査請求人に対しては、審査請求人からのてん補請求の請求書に記載のあった住所に間違いなく照会文書を郵送している。

なお、審査請求人からてん補請求がされた際に提出された書類の中に、「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」（特定日特定市受領）の写しが同封されていたが、当時、審査請求人からは、てん補請求に係る照会等の際には、請求書に記載されている住所ではなく、通知カードの送付先の住所に郵送するようにとの指示はなかったため、機構では、当然に、てん補請求の請求書に記載のあった住所に照会文書を郵送している。

b 機構では、郵送の際、原本を送付する場合は紛失防止のため追跡可能な簡易書留を、加害者照会の場合は加害者へ周知したことを証明するため内容証明郵便を利用しているところ、本件はいずれにも該当しないため普通郵便を用いたものであり、手段についても特段問題はない。

ウ 国土交通省では、本件について、自動車損害賠償保障事業を所管する立場から、機構が行う自動車事故に関する被害者への照会等業務の実施状況を確認し、審査請求人に対する保障事業請求に係る経緯を電話聴取したものであるが、審査請求人が主張する個人情報の漏えい等については、機構における固有の問題であって、保障事業の決定に直接関連がないため、国土交通省では本件について更に踏み込んだ調査や報告書の作成等は行っていない。

エ 原処分では、上記イ（ウ）に記したように、経緯を取りまとめた文書及び機構から提供を受けた審査請求人に郵送したとされる文書の写し一式を特定し、その全部を審査請求人に開示したが、本件審査請求は、これとは別に、審査請求人が主張する個人情報の漏えい事件に関する調査結果を取りまとめた報告書等が存在するはずであるとするものであると解されたので、審査請求を受けて、念のため、執務室、書庫及び倉庫を探索したものの、そのような文書の存在は確認できなかった。

（２）平成２８年１２月２日に審査請求人から国土交通省に対して電話にて調査依頼の申立てがあった件については、自動車損害賠償保障事業を所管する立場から機構に照会を行い、機構から上記（１）イ（ウ）の内容の電話回答を受けたものの、個人情報の漏えいなどの問題は機構における固有の問題であって保障事業の決定に直接関連がないため、国土交通省ではその問題について踏み込んだ調査や報告書の作成等は行っておら

ず，そのため，全部開示した本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報は存在しないとする上記（１）の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，国土交通省において，本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求保有個人情報の開示請求につき，本件対象保有個人情報を特定し，開示した決定については，国土交通省において，本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので，本件対象保有個人情報を特定したことは，妥当であると判断した。

（第５部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター保障事業部保障業務グループが私の個人情報漏えいについて平成28年12月2日及び12月6日に事実確認を自動車局保障制度参事官室保障事業室特定専門官にお願いした内容及び調査結果の全ての開示

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

請求者の保障事業請求に係る事実確認依頼に対する調査に関する書類一式